

内閣人第  
七二号

起案

令和二年六月二十五日

裁可	上奏	決定	令和
令和	年	月	日

施行	令和	年	月	日
令和	年	月	日	

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五五

内閣總務官

原

三

萩生田	國務大臣	小泉	國務大臣	加藤	國務大臣
茂木	國務大臣	赤羽	國務大臣	江藤	國務大臣
森	國務大臣	梶山	國務大臣	河野	國務大臣
高市	國務大臣	北村	國務大臣	衛藤	國務大臣
麻生	國務大臣	国務大臣	国務大臣	竹本	國務大臣

武田	國務大臣	菅	國務大臣	河野	國務大臣
田中	國務大臣	北村	國務大臣	田中	國務大臣
田中	國務大臣	国務大臣	国務大臣	竹本	國務大臣
田中	國務大臣	国務大臣	国務大臣	西村	國務大臣
田中	國務大臣	国務大臣	国務大臣	橋本	國務大臣

三	田	悦	内閣	内閣
田	悦	内閣	内閣	内閣
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣

高等裁判所長官に任命する

(七月二十日以降発令予定)

最高裁人任第959号

令和2年6月24日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(千葉地方裁判所判事) 判事

合田 悅三

(発令希望日 令和2年7月20日以降)

## 高等裁判所長官任命資格調

(令和2年7月20日以降)

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
札幌高長官	千葉地判事	合田 悅三	63	判事補在職通算 10年以上の者	裁判所法第42 条第1項第1号

裁判所									
年号		出生地		現住所		本籍		氏名	年月日の 旧氏名
月	日	事	項	序	名				
六二	六〇	五九	五七	五五	五四	同大学同学部卒業	昭和三十一年八月二日	ごう	田だ
四	四	四	四	四	三	司法試験第二次試験合格	昭和三十一年八月二日	合	よし
一	一三	一	一三	一二	一	司法修習生を命ずる	昭和三十一年八月二日	みつ	みつ
東京地方裁判所判事補に補する	札幌簡易裁判所判事に兼ねて任命する	札幌地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	最高裁判所	昭和三十一年八月二日	だ	だ
最高裁判所	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	司法試験管理委員会	昭和三十一年八月二日	よし	よし

2丁		裁判所						年号	月	日	事項	合田悦三	
年	月	昭和六二	昭和六二	平成元	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	最高裁判所							
平成元	四	四	四	平成元	四	平成元	平成元	平成元	平成元	平成元	東京簡易裁判所判事に補する		
平成元	一	一	一	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	最高裁判所							
平成元	四	四	四	平成元年四月一日から平成二年三月三十日まで住友化学工業株式会社において平成元年度裁判官国内特別研究（民間企業長期コース）研修員として研修を行うことを命ずる	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる								
平成元	一	一	一	仙台地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる								
平成元	四	四	四	兼ねて仙台家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる								
平成元	一	一	一	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる								
平成元	二	二	二	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる								







裁判所											年号	月	日	事項	合田悦三
平成二四	平成二五	平成二六	平成二七	平成二八	平成二九	平成二一〇	平成二一一	平成二一二	平成二一三						
前橋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者	前橋簡易裁判所判事に補する	前橋地方裁判所判事に兼ねて任命する	前橋地方裁判所判事に命ずる	前橋簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に命ずる	部の事務を総括する者に指名する	法制審議会臨時委員を免ずる	法制審議会臨時委員に任命する	部の事務を総括する者に指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に任命する	最高裁判所	内閣	合田悦三	
最高裁判所	最高裁判所	内閣	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	内閣	合田悦三	

